

# 大分県報

令和二年  
号外（一〇）  
二月十二日

（水曜日）

## 目次

### 規則

大分県漁港管理条例施行規則の一部改正……………一  
大分県港湾施設管理条例施行規則の一部改正……………五

### 規則

大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第八号

#### 大分県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県漁港管理条例施行規則（昭和三十四年大分県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定による」及び「の各号」を削る。

第三条中「規定による」を削る。

第五条第一項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第二項中「の各号」を削る。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「規定による」を削り、同条を第十三条とする。

第十条中「第十六条」を「第十九条」に、「第八号様式」を「第十二号様式」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第十三条」を「第十六条第一項」に、「第七号様式」を「第十一条様式」に改め、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「第十一条第二項」を「第十四条第二項」に、「第五号様式」を「第九号

様式」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十五条第二項において」に、「第十一条第二項」を「第十四条第二項」に、「第六号様式」を「第十号様式」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「関わらず」を「かかわらず」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第十一条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「第十二条第一項の」を「第十五条第一項に規定する」に改め、同条を第八条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

（漁港施設の使用許可申請）

第六条 条例第十一条第一項に規定する漁港施設の使用の許可を受けようとする者は、係留指定施設使用許可申請書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 本人確認書類（運転免許証又は小型船舶操縦免許証等の写し）

二 船舶検査証書の写し

三 誓約書（第六号様式）

3 知事は、条例第十一条第一項の許可をしたときは、使用許可証（第七号様式）を交付するものとする。

4 前項の使用許可証は、使用の許可を受けた船舶の船外から確認できる位置に貼付しなければならない。

5 条例第十一条第一項の許可を受けた事項に変更が生じた場合は、係留指定施設許可事項変更届（第八号様式）を知事に提出しなければならない。

（制限の対象としない船舶）

第七条 条例第十二条の規則で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する船舶その他の公用船

二 工事に従事する船舶

三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項の船舶運航事業の用に供

する船舶

第四号様式中「(船・外)」を削る。

第八号様式中「第10号図表」を「第12号図表」に改め、同様式を第十二号様式とする。

第七号様式中「第9号図表」を「第11号図表」に改め、同様式を第十一号様式とする。

第六号様式中「第8号図表」を「第10号図表」に、「第12条第二項」を「第15条第二項（において）」に、「第11条第二項」を「第14条第二項」に改め、同様式を第十号様式とする。

第五号様式中「第8号図表」を「第10号図表」に、「第11条第二項」を「第14条第二項」

に改め、同様式を第九号様式とする。  
 第四号様式の次に次の四様式を加える。

## 第5号様式（第6条関係）

## 保留指定施設使用許可申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

印

電話番号

携帯番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名)

下記のとおり保留指定施設を使用したいので、大分県漁港管理条例第11条第1項の規定により申請します。

記

使用漁港名	
保留指定施設	
使用の期間	年 月 日 から 年 月 日まで
船 名	
船舶番号	
船舶の長さ	m c m
最大船幅	m c m
総トン数	
船舶所有者の住所等	住所 (所在地) 氏名 電話番号 携帯番号

※申請者と同一の場合は記入不要

## 【添付書類】

- ・ 本人確認書類 (運転免許証又は小型船舶操縦免許証等の写し)
- ・ 船舶検査証書の写し
- ・ 誓約書

## 【個人情報取扱について】

この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、保留指定施設の使用許可手続にのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

第6号様式（第6条関係）

誓約書

第1 暴力団等でない旨の誓約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いします。

【裏面】

第2 係留指定施設使用に関する誓約

私は、 漁港の係留指定施設の使用許可申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 係留指定施設の利用に当たっては、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）及び大分県漁港管理条例（昭和33年大分県条例第42号）の規定及び係留指定施設の使用許可に際して付された条件を遵守し、漁業活動及び他の使用者の使用に支障を及ぼす行為は行いません。
- 2 漁港区域内における係留については、漁港管理者（県知事）の指示に従います。
- 3 漁港区域内における事故の防止に努め、第三者に損害を与えた場合は、私の責任において処理します。
- 4 係留中の船舶については、自己の責任において安全かつ適正に管理します。
- 5 許可期間満了により、引き続き使用しない場合又は許可期間中に使用を廃止した場合は、船舶、係留ロープその他私が設置した物件について、自己の責任において原状回復します。
- 6 上記項目の違反により漁港管理者から本申請に係る船舶の移動又は撤去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従います。

大分県知事 殿

年 月 日

申請者 住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

## 第7号様式（第6条関係）

使用許可証			
大分県			
第	号	年	月
漁港	第	号	日から
		年	月
			日まで

備考 文字は白抜きとし、地色は交付年度ごとに定める色とする。  
様式は、縦14.8センチメートル、横21.0センチメートルの四角形とする。

## 第8号様式（第6条関係）

保留指定施設許可事項変更届		年	月	日	
大分県知事	殿	届出者	住所	氏名	印
				電話番号	
				携帯番号	
		（法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名）			
下記のとおり許可に係る事項に変更が生じたので、大分県漁港管理条列施行規則第6条第5項の規定により届け出ます。					
記					
許可年月日	年	月	日		
許可番号	第	号			
許可の期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
変更事項	1 住所 ・ 2 氏名 ・ 3 電話(携帯)番号 ・ 4 船舶に関する事項				
変更前					
変更後					
備考					

注 変更事項欄は該当する番号を○で囲むこと。  
特記事項がある場合は、備考欄に記載すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九号

大分県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和五十一年大分県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第三号、第七号及び第八号中「及び」を「又は」に改め、同項第九号中「小型船舶物揚場」を「小型船舶用泊地、小型船舶用物揚場」に、「及び」を「又は」に改める。

第二条の二中「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第一号又は第二号に掲げる者は、二、〇〇〇トンを超えるば積みみの油の輸送の用に供するタンカー又は総トン数一〇〇〇トン以上の国際航海に従事する一般船舶に係る船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二条第一項第二号に規定する船舶所有者等をいう。）に限る。

第二条の二第一号中「てん補する」を「填補する」に改める。

第三条第三項中「物揚場」の下に「、小型船舶用泊地」を加え、「港湾施設使用許可申請書又は」を「港湾施設使用許可申請書若しくは」に、「押印して」を「押印し、又は許可済証を交付して」に改め、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により許可済証の交付を受けた者は、使用の許可を受けた船舶の船外から確認できる位置に許可済証を貼付しなければならない。

第四条第一項中「使用 港湾施設 占有 変更許可申請書（第五号様式）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第五条第一項（次号に掲げる変更の許可を除く。）、第九条第一項又は第十二条

第一項の規定による変更の許可 使用 港湾施設 占有 変更許可申請書（第五号様式）

二 条例第五条第一項の規定による変更の許可（小型船舶用泊地、小型船舶用物揚場、係

船専用浮棧橋又はポートヤードの使用の許可に係る事項の変更の許可） 小型船舶係留  
・ 保管施設使用変更許可申請書（第五号様式の二）  
第一号様式の九を次のように改める。

令和二年二月十二日

大分県報号外（規則）

第1号様式の9（第2条関係）

小型船舶係留・保管施設使用許可申請書

大分県知事

殿

年 月 日

申請者 住所  
氏名  
電話  
（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）  
印

小型船舶係留・保管施設を使用したいので、大分県港湾施設管理条例（昭和51年大分県条例第19号）第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

港湾名、場所	港 地区
港湾施設名	施設名 (係留施設の使用許可を更新する申請の場合は係留番号 )
船種及び船名	小型船舶登録番号 ( ) 漁船登録番号 ( ) その他の番号 (登録内容 番号 )
船舶の長さ、幅、深さ及び総トン数	長さ 幅 深さ メートル、幅 メートル、総トン数
船舶の所有者	氏名 住所 電話
使用期間	年 月 日 時から 年 月 日まで
備考	※別府港北浜ヨットハーバーの駐車場を使用する者は、その所有する車の車両番号 … ( ) ※小型船舶用泊地に附帯施設を設置する者は、その理由と施設の概要(別記・写真等施設の形状が分かる資料を添付すること。) 設置理由 ( ) 設置施設：はしご・棧橋・浮桟橋・荷物船・その他 ( ) 長さ： メートル、幅： メートル 共同利用者： (船舶番号： )

- 注1 この様式は、小型船舶用泊地、小型船舶用物揚場、係留専用浮桟橋又は別府港北浜ヨットハーバーの浮桟橋若しくはボートヤードの使用許可を申請する場合に用いること。  
なお、小型船舶用泊地の使用許可を更新する申請の場合、係留番号を記載すること。  
2 船舶検査証書の写し(有効期間内のもの)及び船舶検査手帳の写し又は漁船登録票の写しその他の登録が確認できる書類を添付すること。  
3 所有者と申請者が異なる場合は、所有者全員の使用許可申請に係る同意書を提出すること。  
4 船舶の所有者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。  
5 その他知事が必要と認める書類を添付すること。

第五号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式の2(第4条関係)

小型船舶係留・保管施設使用変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

印

小型船舶係留・保管施設の使用の許可を受けた事項を変更したいので、大分県港湾施設管理条例(昭和51年大分県条例第19号)第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

許可年月日	年 月 日
及び許可番号	指令 第 号
港湾名、場所	港 地区
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

- 注1 この様式は、小型船舶用泊地、小型船舶用物揚場、係留専用浮桟橋又は埋没浮桟橋北浜ヨットハーバーの浮桟橋若しくはボートヤードの使用の許可に係る事項を変更しようとする場合に用いること。ただし、船舶の変更は許可事項の変更として認めないため、第7号様式による港務施設使用廃止届及び第1号様式の9による小型船舶係留・保管施設使用許可申請書を提出すること。
- 所有者と申請者が異なる場合は、所有者全員の使用許可申請に係る同意書を提出すること。
  - 船舶の所有者が法人である場合は、その主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
  - その他知事が必要と認める書類を添付すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。